

消防用設備等点検済表示登録会員の登録申請要領

一般社団法人 宮城県消防設備協会

1 登録申請の受付

(1) 受付期間

随時 月曜日～金曜日 9時～16時
(注：土曜、日曜、祝日を除く)

(2) 受付場所及び問合せ

(一社) 宮城県消防設備協会
仙台市青葉区本町三丁目5-22 宮城県管工事会館2階
電 話 022-223-3650
F A X 022-398-3651

2 申請の資格要件

- (1) 点検事業者（推進要綱第5（1）の点検事業者をいう。）であって、宮城県内に本店、支店等の事業所を有するもの、及び宮城県内に所在する防火対象物の関係者で自ら点検を行う者。
- (2) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有していること。
 - ・申請者である法人等に所属するものとし、下請負人は除く。
 - ・1人でも点検が可能な消防用設備等→消火器、漏電火災警報器、誘導灯、誘導標識、消防用水
 - ・2人以上の人員が必要な消防用設備等→上記以外の消防用設備等
- (3) 適正な点検を行うために必要な機器工具を有していること。
- (4) 消防用設備等の点検業務を継続して行うことができる、経済的基盤を有していること。
- (5) 点検業務に起因する事故が発生した場合に被る、法律上の損害を賠償するための保険に加入していること。
(一事故及び支払限度額が1億5千万円以上であること等、運用細則第12条参照)

3 提出書類

(1) 登録申請書（別記様式第1号）

- ・申請者名には、法人等の社名と代表者名を記載し押印すること。
- ・業務提携先については、書面等により契約をしている場合のみ記載のこと。

(2) 点検を実施する消防用設備等の種類（別記様式第2号）

- ・点検を実施する設備等は、点検ができる有資格者がおり、且つ点検機器工具を保有している種類のみ○印のこと。
- ・点検を実施している防火対象物数は必ず記入すること。

(3) 消防設備士、消防設備点検資格者名簿（別記様式第3号）

- ・資格を証明する免状等（法律で義務づけられている講習等の受講の有無を確認できる部分を含む。）の写しを添付のこと。講習を受講している者であること。
- ・有資格者が申請者に所属していることを証明できる書類（第三者証明）を添付のこと。
《例：社会保険（健康保険及び厚生年金保険）、労働保険（雇用保険及び労災保険）被保険者証等の写し又は、社会保険被保険者標準報酬決定通知書（報酬額を塗りつぶしたもの）の写し》

(4) 消防用設備等点検機器、工具保有一欄表（別記様式第4号）

- ・点検を行う消防用設備等毎に、点検に必要な機器工具を記載のこと。
- ・機器工具の製造者名、型式等（校正年月日を含む）を必ず記載すること。
なお、記載にあたって重複している機器工具については、製造者名・型式を最初の種類のみ記載し、他の種類の分は保有数のみ記入して可。
- ・自社保有でなく、他から機器工具を借り受けている場合は、賃貸借契約を証明できる書類を添付すること。

(5) 消防用設備等点検業務提携先一覧表（別記様式第5号）

- ・継続的に下請負をさせる場合等、常に業務提携している場合に記載し添付のこと。

(6) その他の添付書類

- ・事業税納税証明書
- ・機器工具を運搬する車両の車検証の写し
- ・損害賠償保険加入証明書等（補償内容が確認できるもの）
《例：賠償責任保険付保内容確認書》→「消防用設備等点検済表示制度運用細則」第12条各項の規程を満たしていること（一事故及び支払い限度額が1億5千万円以上であること、一事故の免責金額が5万円以下であること等）。
なお、（一財）日本消防設備安全センターの保険に加入している者及び新たに同センターの保険に加入する者は添付を要しないこと。
- ・市町村条例等で、届け出が義務づけられている場合は、その届け出がなされていることの証明できる書類を添付すること。

*** 表示登録会員の申請書等の用紙及び「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」等の関係規程は、当協会のホームページから取り出せます。**

4 提出部数 各1部

5 登録要件の審査

申請書受理→消防用設備等点検済表示管理委員会で審査→登録

* 管理委員会は年2回開催（8月と3月）なので、申請は委員会の約2ヶ月前まで申請して頂くようになります。